

2教総広要第70号の2
令和3年3月17日

東京LD親の会連絡会 御中

東京都教育庁総務部広報統計課長
徳田哲吉

「LD（学習障害）等発達障害のある人たちへの支援に関する要望書」
について（回答）

貴団体から提出された標記要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

1. 学習障害等発達障害の早期療育対応について

(1) 就学してすぐの通常学級の一年生に読み書きスクリーニングMIM（多層指導モデル）などを多くの子に学校ですることによって早期発見早期支援につなげて欲しい。

(回答)

都教育委員会は、区市町村教育委員会の特別支援教育担当者を対象とした連絡協議会を開催し、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒への指導や支援の在り方に関する研修や情報交換を行っています。また、平成30年3月作成の『『読めた』『わかった』『できた』読み書きアセスメント 活用&支援マニュアル編』等の資料により、通常の学級における児童・生徒への支援や配慮について周知しています。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(2) 視覚過敏のある児童・生徒がサングラスや濃い色付きの眼鏡を使用することは、近視などで度付き眼鏡をかけることと同意である。通常級でのサングラス等の使用許可と、それにより差別が起こらないように啓蒙活動に取り組んでいただきたい。

(回答)

都教育委員会は、平成28年2月に策定した東京都発達障害教育推進計画に基づき、小・中学校等の通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への指導について、具体的な事例や教材等を示した様々な指導資料を作成し、関係機関等への配布やホームページでの公開を行いました。また、教員等を対象とした講習会や、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等との連絡会で、これらの資料を基に、合理的配慮やユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育活動について説明し、理解啓発に努めています。今後も、作成した資料等を基に、各学校や区市町村教育委員会の取組を支援していきます。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(3) 公立幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校へ作業療法士や言語聴覚士が巡回し、療育が受けられる制度を整えていただきたい。

上記については、既に葛飾区で実施しており成果を上げている。ぜひ、福祉保健局と連携を取りながら東京都全域に広げていただきたい。

日本の現状では、作業療法士や言語聴覚士は高齢者へのリハビリが多いと思うが、米国のように、身体が不器用で困っている児童や生徒へのリハビリ予算の確保、及び作業療法士・言語聴覚士の教育施設への早期派遣の実施を行なっていただきたい。

(回答)

区市町村が設置する小・中学校等において自立活動の充実を図るために専門家との連携が必要な場合、区市町村教育委員会がそれぞれの実情に応じて配置しています。都教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能により、区市町村教育委員会や学校からの要請に応じ、教員の巡回等の支援に努めています。

(所管：都立学校教育部特別支援教育課)

(4) コロナ禍の中で、急速にICT機器を導入した教育が進むと予想されるが、発達障害や学習障害がある児童や生徒が通常の授業内で、操作方法などを習得するのは難しいと考えられる。そのため、全ての通常級に週に1時間程度、ICT機器の操作の苦手な児童・生徒の学習支援ができる人員を配置していただきたい。(その際、担任の先生の裁量にしないでいただきたい)

また、学習障害があり、読み書き計算が苦手な児童・生徒に対して、教員がICT機器での代替の手段を用いて教えることや、学習意欲を保つために、ICT機器を利用してテストを受けることが、決して特別ではなく当たり前になるようにしていただきたい。

そして、実施した合理的配慮については記録して次の担当者へ引継げるしくみを構築していただきたい。(個別支援計画書に合理的配慮の経過がわかる記入欄を作成いただきたい)

以上の実現のためには、教員がITスキル向上させ、他校のICT機器を用いた授業の具体的導入実績を学び、学習障害への理解を深めておくことが不可欠である。学期ごとに一度、ないし、年に計三度、教員に対し導入実績について外部機関の担当者を招いた講義などの実施を行っていただきたい。渋谷区では、大学機関によるICTでの合理的配慮の研修をすることで学習障害児の学習意欲の回復に成果を上げている。これを東京都全域に広げていただきたい。

(回答)

都は、国のGIGAスクール構想の前倒しに伴い、補正予算を計上し、今年度中に、特別支援学校小学部・中学部における一人一台端末等の整備を行うこととしております。高校段階における環境整備については、検討を進めるとともに、国に対し必要な財政措置を要望

しています。

また、「TOKYO スマート・スクール・プロジェクト」の一環として、今年度中に特別支援学校7校の校内無線LAN整備を先行して実施する等、ICT機器活用の基盤となる環境整備も進めていきます。

今後、教員の指導力向上に向けて、障害の状況に応じた効果的な活用事例を周知し、ワークショップ型の教員研修を実施するとともに、ICT支援員の巡回回数を増やすなどして、各校における機器の活用が一層進むよう、取り組んでいきます。

(所管：総務部教育政策課)

(回答)

都教育委員会は、平成26年3月に作成した「これからの個別の教育支援計画」、平成28年3月に作成した『『つながり』と『安心』保護者とともに作る個別の教育支援計画』等により、学校生活支援シートを活用し、発達障害等のある児童・生徒への支援の内容が確実に引き継がれるよう、区市町村教育委員会への周知を図っています。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(5) 公立高校の生徒向けのコミュニケーション講座について、私立高校、フリースクール、通信制高校や既に就労期になっている成人などにも利用できる範囲を広げ、趣味ごとにグループ分けするなどして『是非利用したい』と思えるような内容にして欲しい。講義内容として、座学の形は減らし、コーディネーターを入れたアクティブラーニング形態にしていただきたい。一日限りの単発講座の実施もお願いしたい。

(回答)

講義では、座学に限らず、身体を動かす内容も実施しております。また、現在、通年長期講座、通年短期講座、短期集中講座と、生徒のニーズに合わせて講座の種類を設定しております。

なお、現在のところ、都立高校生以外に受講対象者を拡大する予定はございません。

(所管：都立学校教育部特別支援教育課)

(6) 東京都にある全ての高校入試で、合理的配慮の実施が義務づけられており、校長会における高校入試の説明会で、教育庁より冊子が配られている。さらに保護者や教職員の合理的配慮についての理解が深まるように、すべての学校説明会で合理的配慮が受けられる事を説明するように指導をお願いしたい。

(回答)

都立高校における入学者選抜では、「東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」に障害のある受検者に対する措置について記載し各都立高校や中学校を対象として実施する実施要綱説明会で周知を図っています。

また、志願者向けの「東京都立高等学校募集案内」においても障害のある志願者が受検する場合の制度や手続についてQ&Aに記載し、周知を図っています。

引き続き、入学者選抜が適切に実施されるよう、必要な周知を図っていきます。

(所管：都立学校教育部高等学校教育課)

(7) 東京都の学校教員の増員（国の基準よりも多くして欲しい）及び、学習支援員制度の導入を行っていただきたい。

東京都の教員採用にあたり、学習支援や児童・生徒の自尊感情を高める研修を実施していただきたい。また、特別支援に関わる教員の増員及び、きめ細かいニーズに対応できるように研修を実施していただきたい。

(回答：教員の増員について)

教職員定数については、国の基準に基づく都の配置基準により適切に算定しています。教職員定数を取り巻く状況が厳しい中、増員は困難です。

(所管：人事部人事計画課)

(回答：学習支援員制度について)

特別支援教育支援員については、区市町村教育委員会がそれぞれの実情に応じて配置しています。なお国は、特別支援教育支援員を配置するために必要な経費を地方財政措置しています。

(所管：都立学校教育部特別支援教育課)

(回答：研修について)

東京都教職員研修センターでは、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握して適切な指導及び必要な支援を行うという、特別支援教育の理念に基づいた研修を実施しています。

(所管：教職員研修センター企画部企画課)

(8) 学習障害と発達障害を持つ生徒が、学校環境によって適切な合理的配慮を受けられないといった差別が起きないように、都立学校及び、各区市町村教育委員会に対して

指導助言を強くお願いしたい。差別が起きたときに訴えられる窓口を設置していただきたい。

さらに、学習障害・発達障害に対する差別が起因と考えられる問題事例が多く報告されていることから、障害をもつ児童・生徒が、不当な差別を受けないように、都立学校および各区市町村教育委員会に対して徹底した指導をお願いしたい。

(回答：合理的配慮について)

都立学校における合理的配慮については、「障害者差別解消法ハンドブック（都立学校版）」にまとめ、各学校に周知するとともに、都教育委員会のHPにも掲載しているところです。

引き続き適切な学校運営に努めていきます。

(所管：都立学校教育部高等学校教育課・特別支援教育課)

(回答：合理的配慮について)

都教育委員会では「障害者差別解消法ハンドブック（都立学校版）」を作成しており、様々な場面で、生徒や保護者等の申し出に応じ、合理的配慮を行っております。

また、小中学校での合理的配慮の提供に向けては、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事連絡協議会において、ハンドブックについて情報提供し、周知を図っております。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(回答：差別に関わる指導について)

都教育委員会では、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進しています。

(所管：指導部指導企画課)

(9) 成人した発達障害者が義務教育期間に適切な教育を受けられなかったケースも見受けられることから、当事者の希望がある場合、義務教育内容を再度学べる制度等を作っていたきたい。

(回答)

都内では、8区市に1校ずつ中学校夜間学級が設置され、義務教育未終了の方や様々な

理由により中学校で十分学べなかつた方等が学んでおり、そうした方への就学の機会が提供されているところです。

なお、学校教育法施行令第25条では、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校について、次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない」とし、その事由として第5号に「二部授業（夜間学級）」を行おうとするとき」としています。この規定から、二部授業（夜間学級）は設置者である区市町村の任意の判断で設置されております。

（所管：地域教育支援部義務教育課）

(10) 学校の中途退学者や進路未決定卒業者に限らず、私立高等学校在籍者にも公立の小中高の特別支援教育を広げていただけるようお願いしたい。

※私立学校は東京都教育委員会の所管ではありませんので、回答できません。

(11) 東京都の私立の学校に通う児童・生徒が希望する場合、通級指導教室の利用許可と、利用可能であるという周知をしていただきたい。

※私立学校は東京都教育委員会の所管ではありませんので、回答できません。

(12) 学校における合理的配慮の内容を一覧にまとめ、担任の先生や保護者、場合によっては児童・生徒本人が閲覧でき（東京都教育庁のHPに対応事例がまとまっていると良い）、解決方法を一緒に考えられるような学校運営をしていただきたい。

（回答）

都立学校における合理的配慮については、「障害者差別解消法ハンドブック（都立学校版）」にまとめ、各学校に周知するとともに、都教育委員会のHPにも掲載しているところです。

引き続き適切な学校運営に努めていきます。

（所管：都立学校教育部高等学校教育課・特別支援教育課）

(13) 通級が巡回指導となり、利用しやすくなった反面、交流学級がほとんど実施されて

おらず、支援学級在籍後通常級への移籍が困難な状況となっている。

現在の都内の公立小、中学校における交流学級の実施状況、及び支援学級在籍後通常級へ移籍した生徒数を調査し、公開していただきたい。

また、交流級活動が盛んな学校に関しては、学校名を公開していただきたい。

(回答)

自閉症・情緒障害特別支援学級からの転出については本人の教育的ニーズ等を踏まえ、区市町村教育委員会が判断しています。

(所管：都立学校教育部特別支援教育課)

2. 個別の教育的ニーズに対応した合理的配慮の推進について

(1) ICT機器の活用事例集が小学校・中学校で作成されているが、導入した方法だけでなく、活用の際に学校環境をどのように整備したかなどの情報についても、各学校の教員が簡単に入手できる工夫をお願いしたい。

(回答)

都教育委員会では、平成28年度に小学校を、平成29年度に中学校を対象に「ICT機器の活用事例集」を作成し、その内容について、継続的に区市町村教育委員会の特別支援教育担当者に対する連絡協議会で周知するとともに、各区市町村教育委員会を通じて、小・中学校の指導実践を互いに紹介し合う機会を作るなどして、指導内容の充実に努めています。

今後も、各区市町村の先進的な取組事例の紹介などを通して、ICT機器の導入及び活用や、その際の環境整備の工夫を共有できるように努めていきます。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(2) 現在、ICTサポート支援員が都立学校などで試験的に導入されているが、学習障害等発達障害をもつ児童・生徒に対する支援として、ICTサポート支援員がどのように関わる可能性があるのか、具体的に示してほしい。

(回答)

今後、教員の指導力向上に向けて、障害の状況に応じた効果的な活用事例を周知し、ワークショップ型の教員研修を実施するとともに、ICT支援員の巡回回数を増やすなどして、各校における機器の活用が一層進むよう、取り組んでいきます。

(所管：総務部教育政策課)

(3) 児童・生徒がスマートフォンや携帯電話、タブレット等を教室内に持ち込み、板書などに利用する際に学校側が取るべき対応について、東京都としての共通の対応がありましたら、ご教示いただきたい。

(回答)

都教育委員会は、学校の授業において、スマートフォン等の活用が有効であることと、登下校時の安全確保や、災害時の安否確認の際に、スマートフォン等の活用が有効であることを踏まえ、令和元年6月20日付31教指企第355号「学校における情報通信端末の取扱いについて（通知）」を通知し、スマートフォン等情報通信端末の持込みについて、校長の判断により許可できるものとしています。

(所管：総務部教育政策課)

(4) 学級担任や特別支援教育コーディネーター等への合理的配慮に関する研修を充実させ、合理的配慮への理解促進を図り、すべての教職員の資質の向上につなげていただきたい。

1項(4)で述べたICT機器を用いた合理的配慮の研修と同様、学期ごとに一度、年に計三回程度、教員に対し合理的配慮の導入実績について外部機関の担当者を招いた講義や発達障害についてのWeb講習の受講などを実施いただきたい。

(回答)

東京都教職員研修センターでは、特別支援教育に関する研修等を通じて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)に基づく合理的配慮を取り上げ、理解推進と教職員の資質向上を図っています。

(所管：教職員研修センター企画部企画課)

(5) 特別支援教育コーディネーターが学校の中で十分に機能していないという報告がある。特別支援教育コーディネーターは都の管轄ではないとのことだが、都内での地域格差、各教員の資質に依存する状況を改善できないのは、東京都教育庁としての問題として捉えていただきたい。ぜひ各地域の特別支援教育コーディネーターについて調査をし、実態を把握し公表していただきたい。

(回答)

都教育委員会では、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連

絡協議会により特別支援教育に関する情報交換・情報共有に努め、各区市町村における特別支援教育コーディネーターへの研修の充実や専門性の向上に役立たせています。また、地域ごとに都立高校と都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとの連携や情報共有を目的とした連絡協議会を開催するなどし、都立高校の特別支援教育の充実も図っています。都教育委員会では、今後も、各学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の充実に向けて、学校や各区市町村教育委員会を支援してまいります。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(6) 現在の学校教育の中では、読み書きに困難のある児童・生徒への負担が大変大きく、合理的配慮が必要であるにもかかわらず、適切な配慮がなされないために二次障害を発症した事例が多数報告されている。

現状では、出会った教員の能力に左右されている状況であるため、より専門的知識を持った優れた教員の採用、研修、外部との連携を強くお願いしたい。

(回答：教員の採用について)

都教育委員会は、優秀な人材を確保するため、教員としての熱意や使命感並びに実践的な指導力を重視した採用選考を実施しております。今後も、東京都の教員としてふさわしい資質と能力を持つ、優れた人物の採用に努めていきます。

(所管：人事部選考課)

(回答：研修について)

東京都教職員研修センターでは、発達障害への理解に基づき適切な配慮を行うことができるように、教員の資質・能力と専門性の向上を図る研修を実施しています。

(所管：教職員研修センター企画部企画課)

(回答：外部との連携について)

都教育委員会は、特別支援教室導入校において、児童・生徒に対する指導上の配慮について、巡回指導教員や在籍学級担任等に助言を行う臨床発達心理士等の巡回により指導体制を整備しています。

(所管：都立学校教育部特別支援教育課)

(7) G I G Aスクール構想により学校内の I C T機器環境は 2 0 2 0 年度中にかかなり整うと思われる。

しかし一方で教員の I T リテラシーは個々人の能力に依存する部分が多いと感じる。教員向け I T スキル向上のための研修（W e b 研修を含む）を実施し、学級、学校ごとに、I C T 利用環境にばらつきが出ないように対応をお願いしたい。

（回答）

国の「GIGA スクール構想」の加速化に伴い、今年度中にほぼ全ての区市町村立学校において 1 人 1 台端末と通信環境の整備が完了する予定である。

都は、端末導入後速やかに授業等で活用されるよう、教員のサポート等を行う支援員の導入経費に対する補助を実施している。

また、学校において、ICT の利活用を推進するため、オンライン学習に関する研修動画の配信や指導者講習会等を実施している。

（所管：総務部教育政策課）

（8）テストの点数や全国学力調査結果に重きを置いた教育ではなく、多様性のある児童・生徒と、定型発達の子供・生徒がともに安心して学び、全ての子がお互いを認め尊敬しあえる教育をしていただきたい。

具体的には、評価対象として、下記 5 項目の追加をご検討いただきたい。

- A 環境保全活動への参加
- B 障害福祉ボランティア活動への参加
- C 異文化交流活動への参加
- D アート音楽創作活動への参加
- E 科学技術（プログラミング、ロボット制作、サイエンス実習等）活動への参加

（回答：公立小・中学校について）

都教育委員会では、次代を担う子供の「知」「徳」「体」をバランスよく育み、社会の持続的な発展に貢献する力を育成することを目指しています。

都や国の調査等を活用するとともに、様々な視点から、一人一人の子供を多面的・多角的に捉え、実態に即して、これからの次代を生きる子供たち一人一人の力を最大限に引き出すように指導しています。

（所管：指導部義務教育指導課）

（回答：都立高校について）

都教育委員会は、平成 29 年 3 月に「ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業及び行動支援 事例集」を作成し、全都立高校等に配布し周知することで、発達障害の生徒がも

てる力を十分に発揮するために、個別の教育支援計画や個別指導計画を適切に作成するとともに、それらの計画に基づき、障害に応じた支援の推進を図っています。

令和4年度から実施される新しい高等学校学習指導要領においても、各教科等において、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等に、当該教科等の指導における障害のある生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが規定されており、各校において個々の生徒の障害の状態等に応じて取り組んでいきます。

(所管：指導部高等学校教育課指導課)

(9) 発達性協調運動障害をもつ児童・生徒に対し、体育や音楽など体の動きを使った授業での合理的配慮をお願いしたい。

例えば音楽の授業においてリコーダーが吹きづらい場合に代替楽器の選択を可能にする、体育の授業において、技能が伴わなくても、参加が認められるプログラム構成にするなどの工夫を取り入れていただきたい。

(回答)

学習指導要領では、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫の例が示されています。

都教育委員会は、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事連絡協議会において、教育課程や教育内容について助言を行うとともに、教員向けに教育課程や指導内容の理解を図るため講習会を開催するなど、教育の充実に努めています。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

3. 特別支援教育について

(1) 平成29年3月に文部科学省より出された「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン第一部概論導入編『特別支援教育の理念』」に、「自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する」と記載されている。

上記を踏まえ、東京都における「幼児児童生徒の自立や社会的参加に向けた主体的な取組への支援」の具体例についてご教示いただきたい。

(回答)

引用の「特別支援教育の理念」は、平成19年4月1日付け文部科学省通知「特別支援教

育の推進について」により示されたものであり、都はこの通知に先駆け、平成16年11月に東京都特別支援教育推進計画を策定しました。現在、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念としながら、特別支援学校の教育課程の充実や個に応じた進学・就労等への対応、発達障害のある児童・生徒への適切な指導体制の構築等に取り組んでいます。

（所管：指導部特別支援教育指導課）

（2）現在の小学校特別支援教室について、東京都としての今後の課題と展望をご教示いただきたい。

（回答）

都教育委員会においては、新たに特別支援教室の担当となる教員に対し、異動前に研修を行うとともに、発達障害教育を担う教員に対し、発達障害のある児童・生徒の行動特性や指導の在り方等について研修を行っています。

また、区市町村教育委員会は、小・中学校の設置者として、その教員の配置及び研修をそれぞれの考えに基づき行っております。

今後も、区市町村教育委員会と連携し、教員の専門性向上を図ってまいります。

（所管：都立学校教育部特別支援教育課）

（3）中学校特別支援教室の準備状況、実施状況について、また各区市町村の状況について、都で取りまとめている現時点での状況についてご教示いただきたい。

（回答）

中学校の特別支援教室導入について、令和2年4月1日現在では、全体の約85%の中学校が特別支援学校を導入しており、令和3年度には全校に導入される予定です。

（所管：都立学校教育部特別支援教育課）

（4）学習障害・発達障害がある児童・生徒に対して、教材を工夫するよう、都立学校および各区市町村教育委員会への指導をお願いしたい。

また、より基礎的な国語や算数の教科知識習得を目的にして教員を複数配置し、少

人数で授業が行えるようにするなど学習環境改善に取り組んでいただきたい。

(回答：教材の工夫について)

都教育委員会では、都立特別支援学校を対象とした教育課程編成・実施・管理説明会において、採択した教科書を適正に使用するとともに、個に応じた指導内容・方法の工夫に努めるよう、周知を徹底しています。また、区市町村教育委員会の特別支援教育担当者を対象とする連絡協議会及び特別支援学級の教員を対象とした教育課程講習会等において、「『読めた』『わかった』『できた』読み書きアセスメント～中学校版～」などを通じて、読み書きに困難のある児童・生徒に対する教科指導の工夫を示しています。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(回答：教員配置について)

教職員定数については、国の基準に基づく都の配置基準により適切に算定しています。なお、小・中学校及び高等学校に対して、児童・生徒の習熟の程度等を踏まえたきめ細かな指導を行うための教員加配を行っています。

(所管：人事部人事計画課)

(5) 都立秋留台高校の状況、効果の検証結果を踏まえた今後の自校通級についての東京都教育庁の方針をご教示いただきたい。

(回答)

令和3年度から、どの都立高校に進学しても、発達障害等のある生徒が、自分の在籍する学校で通級による指導を受けられる仕組みを導入します。

(所管：都立学校教育部特別支援教育課)

4. 児童・生徒に関わる機関との連携について

(1) 乳幼児から学校卒業まで一貫した支援ができるよう、学校生活支援シート、個別の教育支援計画を十分に活用し、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校の連携をより充実したものにしていきたい。

(回答)

都教育委員会は、平成26年3月に作成した「これからの個別の教育支援計画」、平成28

年3月に作成した『『つながり』と『安心』保護者とともに作る個別の教育支援計画』等により、学校生活支援シートを活用した、乳幼児期から学校卒業後までの円滑な引継ぎに関する事例等を紹介し、各学校において一貫性のある支援が図られるよう努めています。また、学校生活支援シートを活用し、発達障害等のある児童・生徒への支援の内容が確実に引き継がれるよう、区市町村教育委員会への周知を図っています。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(2) 学校生活支援シートの作成および活用については、まだまだ地域格差・学校間格差が大きい。この格差を埋められるよう、研修、時間をかけた演習などを実施し、指導を徹底していただきたい。

(回答：指導について)

学校生活支援シートの作成及び活用については、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連絡協議会等において周知を図っています。また、平成29年3月に作成・発行した「個別の教育支援計画に基づく連携ガイドライン」では、一貫した支援の実現に向けたチェックリストを掲載するなどして、各学校の学校生活支援シートの作成や活用の充実に向けた取組を支援しています。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(回答：研修について)

東京都教職員研修センターでは、特別支援教育に関する研修等を通じて、学校生活支援シートの作成と活用を促す講義や演習を実施しています。

(所管：教職員研修センター企画部企画課)

(3) 管理職の対応によって合理的配慮の取り組みに差がある事例の報告が寄せられている。地域の校長会などで、自校内での学習障害等発達障害をもつ児童・生徒への対応について情報交換をするなど、管理職が実際の学校運営に活かせるような情報共有のシステムを構築するように、各区市町村教育委員会への指導をお願いしたい。

(回答)

都教育委員会では、平成28年2月に策定した「東京都発達障害教育推進計画」に基づき、全ての公立学校における発達障害教育の充実を推進しています。管理職や管理職候補者に対し特別支援教育に関する研修を実施するとともに、平成29年3月に作成したリーフレッ

ト「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校の教育活動の推進について」などにより、各区市町村教育委員会による小・中学校の管理職に対する指導・助言を支援しています。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(4) 在学中からの職業教育を一層充実させ、さまざまな分野と連携しながら在学中から「社会で生きて行く力をつけるための具体的な指導」を推進していただきたい。

(回答：職業教育等)

都立特別支援学校に対しては、小学部から高等部までの各学校段階間を通じて一貫性や系統性のあるキャリア教育を充実させるよう、各学校に指導しています。また、作業学習や職業に関する教科・科目の設定など、児童・生徒の実態や学校の課題に応じた教育課程の編成を支援しています。

区市町村教育委員会に対しては、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるようなキャリア教育の推進を周知しています。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(回答：研修)

東京都教職員研修センターでは、キャリア教育に関する研修を実施するなど、職業教育に関する具体的な指導についての専門性の向上を図る研修を実施しています。

(所管：教職員研修センター企画部企画課)

(5) トライアングルプロジェクトによる学校と放課後等デイサービス事業所との連携が推進され、そのサービス内容が充実されるよう、関係機関への働きかけをお願いしたい。

(回答)

都教育委員会は、区市町村教育委員会に対し、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）に記載された支援内容を、放課後等を過ごす関係機関の職員とも共有し、学校以外の機関と一体化した支援を行うよう周知しています。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(6) 学習障害等発達障害をもつ児童・生徒の卒業後の進路について、教員も知識や情報が得られるよう、産業労働局、福祉保健局と連携した研修や、情報の開示を教員対象に実施して欲しい。また現在、行われているのであれば、その内容の詳細をご教示いただきたい。

(回答：研修について)

東京都教職員研修センターでは、特別支援教育の対象となる児童・生徒への進路指導について、教員が幅広い知識や情報を得ることができるよう、大学や企業等と連携した研修を実施しています。

(所管：教職員研修センター企画部企画課)

(回答：情報の開示（都立学校）について)

都教育委員会では、高等学校における発達障害のある生徒の支援に関する講習会を開催し、関係機関・大学等での取組を紹介するなどし、卒業後の進路に関する知識や情報が得られるよう努めています。また、都立特別支援学校の進路指導担当教員による連絡会を開催し、東京労働局、産業労働局、福祉保健局等との連携による最新の情報提供や担当者間の情報交換を行うとともに、その内容を都立高校の進路指導担当教員と共有できる連絡協議会を定期的に設け、都立高校に在籍する発達障害のある生徒の進路指導の充実に努めています。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(回答：情報の開示（区市町村）について)

都教育委員会では、「進路指導の手引」（文部科学省）に基づき、教員が一人一人の児童・生徒の能力・適正等を把握して進路指導に役立てるとともに、就業、進学、家業・家事従事など生徒の進路選択の時点における援助や斡旋などの活動を適切に行えるよう、区市町村教育委員会や各学校等に引き続き情報の伝達を行っていきます。

(所管：指導部義務教育指導課)

(7) 昨年度の回答によると、情報開示については文部科学省の「進路指導の手引」に基づき区市町村教育委員会や各学校に情報の伝達を行っているとのことだが、東京都の現状や課題に即した東京都独自の進路指導ガイドブックの有無をご教示いただきたい。

(回答)

都教育委員会においては、平成29年3月に「発達障害の状態に応じた進学と就労支援の

手引き」を作成し、各区市町村教育委員会に配布するなどして周知しています。

(所管：指導部特別支援教育指導課)

(8) 学習障害等発達障害をもつ児童・生徒の保護者同士の交流が不十分であるとの声がある。家庭と教育と福祉の連携のためにも保護者同士、保護者と学校の関わりが密にとれるような保護者会の開催や保護者の集まりができるよう、各区市町村教育委員会への指導をお願いしたい。

(回答)

家庭と教育と福祉の連携に当たって、保護者同士の関わりや、保護者と学校との関わりは重要であると認識しておりますが、保護者会の開催等については、区市町村教育委員会や各学校の判断により実施するものと考えます。

(所管：都立学校教育部特別支援教育課)